

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 大成産業株式会社(法人番号4420001005456)
業者の住所 : 青森県青森市大字浜田字玉川262-9
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年7月31日 から 令和7年10月30日 まで(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の元代表取締役及び社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員に対し自社が下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア(贈賄)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄) 付表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内